

セキュアエンドポイント利用規約  
2024年4月24日  
NTTPCコミュニケーションズ株式会社

## 第1条 (利用規約の適用)

NTTPCコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、セキュアエンドポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、Secure Access Gateway共通利用規約（以下「共通利用規約」といいます。）及び本規約（以下併せて「利用規約」といいます。）に基づきセキュアエンドポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本規約で利用する用語は、特に定めのない限り、共通利用規約と同じとします。

2 別紙3の関連規定と共通利用規約の定めが異なる場合、共通利用規約の定めを優先し、共通利用規約と本規約の内容が異なる場合、本規約の定めを優先して適用するものとします。

3 契約者は利用規約及び別紙3の関連規定を遵守して、本サービスを利用するものとします。

4 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めができるものとします。この場合、特約は当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

## 第2条 (利用規約の変更)

当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の本規約が適用されるものとします。

- 1 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- 2 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

## 第3条 (本サービスの内容)

本サービスの利用には、当社が指定するソフトウェアを本サービスで利用する端末にインストールしていただく必要があります。

2 本サービスは、当社が指定したソフトウェアをインストールしたネットワークの末端に接続されているパソコンなどの端末に対し、サイバー攻撃からの保護機能を提供するものです。

3 本サービスは、契約者がサービスに申し込みを行い、当社が開通処理を行った時点で提

供開始となります。その後、契約者の責任において本サービスのポータルサイトから本サービスのソフトウェアをインストールする必要があります。

#### 第4条 (サービスの種別)

当社は、本サービスにおいて提供するサービス内容は次のとおりとする。

- (1) セキュアエンドポイントのライセンス
- (2) 上記のオプション
- (3) テクニカルサポート

2 本サービスのテクニカルサポートは、別紙1のとおりとします。

3 本サービスの詳細は、別途当社が Web サイトに定める内容または提示する提供仕様書等（以下「サービス仕様」といいます。）と別紙1によるものとします。

#### 第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 オプションサービスの提供区域は、特に定めのない限り日本国内とします。

3 本サービスにおける責任分界点は、サービス仕様に定めるとおりとします。

#### 第6条 (サービスの提供条件)

契約者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスについて、当社に起因しない不具合が生じる場合があること
  - (2) 提供事業者（本サービスの卸元であるシスコシステム合同会社のことをいい、以下同じとします。）に起因するものなど当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は責任を負わないこと
- 2 本サービスにかかる著作権その他の知的財産権等の全ての権利は、提供事業者又は提供事業者が指定する者に帰属しており、当社との利用契約の締結は、契約者に対し本サービスに関するいかなる権利の譲渡又は移転を認めるものではありません。

#### 第7条 (サービスの変更)

当社は、本サービスの一部又は全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含みます。）を変更することができるものとします。

2 当社は、本サービスの重要な変更又は終了のときは、変更又は終了の 3 カ月前までに書面その他の方法をもって契約者に対し、通知します。

3 当社は、前項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、契約者に対し、当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

4 前2項にかかわらず、提供事業者のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サー

ビスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

5 当社は、電気事業者に支払う電気料金の増額、提供事業者が当社に提供するサービスの利用料金の増額、人件費の増加、為替相場の変動その他の当社が予期することのできない事由に基づく経済情勢の変動により本サービスの料金が不適当であると判断した場合は、変更後の料金を適用する1か月前までに書面その他の方法をもって契約者に対し通知することにより、料金を変更することができます。

6 当社は、第2条（利用規約の変更）に基づき行った本規約の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

## 第8条（利用契約の申込み）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容及び別紙3に記載の関連規定の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。また、申込者は当社が申込者の個人情報を含む情報を提供事業者に提供することに同意するものとします。なお、個人情報については利用規約に定めるほか、次の個人情報保護方針又はプライバシーポリシーに則り取り扱います。

- ・当社の個人情報保護方針：<https://www.nttpc.co.jp/company/effort/privacy.html>
- ・提供事業者：[https://www.cisco.com/c/ja\\_jp/about/legal/privacy-full.html](https://www.cisco.com/c/ja_jp/about/legal/privacy-full.html)

2 利用契約の申込みは、日本国法に基づき設立された法人であって、法人番号が付与された団体に限ります。

3 利用契約の申込みをすることにより、共通利用規約第9条の契約者情報の登録が行われます。

4 申込者は、利用契約を申し込む際、本サービスのソフトウェアをインストールする端末の台数分のライセンス（本サービスのソフトウェアを利用する権利をいい、以下同じとします。）の数を申告するものとします。なお、一人の利用者が複数台の端末を利用する場合でも、端末台数分のライセンスが必要となり、ライセンス数を過少に申告していると当社が判断した場合、当社が判断した端末のライセンス数で利用料を支払う必要があります。

5 ライセンスは、10ライセンス単位に申し込む必要があります。

例）11台の端末に本サービスのソフトウェアをインストールする場合、20ライセンス申し込む必要があります。

6 当社は、契約者情報を登録したときは、次の契約者情報を提供事業者に開示するものとします。かかる情報は、本サービスを契約者に提供するために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。

（1）契約者名

- (2) 契約者住所
- (3) 利用責任者名
- (4) 連絡先メールアドレス

#### 第 9 条 (契約成立)

本サービスの利用開始日は、当社が契約者にサービス利用開始の通知を発した日とします。通知方法は連絡先メールアドレス宛にメールで行い、次の情報を契約者に通知します。

- (1) 提供事業者が提供するポータルサイトへアクセスするためのログイン ID
- (2) 当社が提供する本サービスを管理するためのポータルサイトへアクセスする契約者 ID 及びそのパスワード
- (3) その他本サービスの利用のために必要な情報

#### 第 10 条 (契約終了時の取扱い)

利用契約の解除又は本サービスの廃止等その終了原因を問わず利用契約が終了した場合、当社は契約者管理データ、本サービスのポータルサイト及び提供事業者が提供するポータルサイトにて契約者が設定した情報等を削除するものとします。これにより契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 11 条 (リバースエンジニアリング等の禁止)

契約者は、本サービスのソフトウェアを含む一切のプログラムの複製・翻案、第三者への送信、配布、改変、及びリバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、解説、又はその他の方法によりソースコードを引き出し、他のソフトウェアプログラム又は派生的製品の制作の基礎としてこれらを使用することはできないものとします。

2 前項の行為は共通利用規約第 3 2 条の禁止行為に該当するものとし、当該行為を行っていると当社で判断した場合、共通利用規約第 3 6 条の利用停止事由に該当すること、利用契約の解除事由にあたることを了承します。

#### 第 12 条 (料金)

本サービスの料金は、別紙 2 (料金表) のとおりとします。

2 関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算された料金を請求するものとします。

3 ライセンスの月額料金は、実際の利用の有無に関わらず、ライセンス数に月額料金を乗じた額とします。

4 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

### 第13条（料金の計算方法）

料金の計算は、サービス提供月（毎月1日から月末までの間をいいます。）に従って計算します。

2 本サービスの利用開始日が月途中の場合、利用開始した月の月額料金は無料となります。ただし、本サービスの利用開始日が1日の場合は、利用開始した月の月額料金は無料となりません。なお、本サービスの利用開始日の月の月額料金が無料となった場合であって、利用開始日の月に利用契約を解除した場合、月額料金が請求されます。

3 利用契約締結後に追加で申し込むライセンスは、利用開始日が含まれる月の月額料金が無料となります。ただし、利用開始日が1日となる場合は、月額料金は無料となりません。

4 月の途中でライセンス数を減少又は利用契約を解除等何らかの理由で終了した場合、日割り計算は行わず、1ヵ月分の月額料金を請求します。

5. 契約者がサービス提供開始後、設定の投入や本サービスのソフトウェアをインストールしない場合であっても、ライセンス数に基づき料金を請求します。

6. 契約者の当社に対する本サービスに関する問い合わせの件数が暦月あたりで、5件目から1件当たり50,000円（税抜）が発生します。

### 第14条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の10営業日（当社の営業日を基準とします。）前までに解除の旨を当社が別途定める方法により通知するものとします。この場合に、通知があった日から当該通知で解除日とされた日までの期間が10営業日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から10営業日を解除日とします。

### 第15条（責任の制限）

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 当社が提供する本サービス以外のソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約にかかる提供事業者及び当社の本サービスを提供する機材による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

4 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）につ

いて、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスにかかるサービス利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

5 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

#### 第16条（契約者の責任）

契約者は自己の判断と責任で本サービスを利用するものとし、本サービスが正常なプログラムに対し誤検知又は過検知したことにより契約者に損害が発生した場合、第三者との間で紛争等が生じた場合又はその原因の如何を問わず、本サービスの利用に関する紛争は、自己の判断と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第17条（非保証）

当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的に適合すること、期待する効果、機能、有用性、正確性を有すること及び不具合が生じないこと、マルウェア感染や不正な通信からの保護について、何ら保証するものではありません。また、それに起因する損害をはじめ、契約者その他の者に対しても責任を負わないものとします。

#### 第18条（第三者利用）

契約者は、本サービスを第三者に利用させることは、共通利用規約第32条の禁止行為に該当し、共通利用規約第36条の利用停止事由に該当すること、利用契約の解除事由にあたることを了承します。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1)自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2)契約者が法人その他の団体の場合、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3)契約者が法人その他の団体の場合、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認めら

れる関係を有すること。

(6)契約者が法人その他の団体の場合、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 当社は、契約者が前2項に違反したと判断したときは、利用契約を解除することができるものとします。この場合、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 附則

この利用規約は2024年4月24日から実施します。

#### 附則

この利用規約は2025年9月4日から改定実施します。

## 別紙1 サービスマニュ

### 1. サービス項目

サービス種別	項目	提供条件
セキュアエンドポイント	シスコシステムズ合同会社が提供する Cisco Secure Endpoint Essentials のライセンスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>利用端末ごとにライセンスが必要となります。</li><li>提供条件は、サービス仕様に記載します。</li></ul>

### 2. 本サービスに関するお問い合わせ

- ・土・日・祝日及び年末年始などの当社指定休日を除く平日の 10:30～16:30 に対応いたします。
- ・契約者は、利用責任者が代表して当社に対しメールにて問い合わせを行います。利用責任者以外の者からの問い合わせに対して、対応いたしません。
- ・問い合わせ先については、サービス仕様にて提示します。
- ・当社は、問い合わせを確認後、サービス仕様に記載の日までに回答します。
- ・問い合わせ内容に応じて、当社は契約者の設定状況を確認することがあります。
- ・当社は、問い合わせにおいて契約者から設定代行を依頼されても行うことはできず、契約者の責任で設定を行うものとします。
- ・問い合わせ件数は、メールの件数ではなく、メール内容に含まれる問い合わせの数で判断します。なお、一文に複数の問い合わせが含まれる場合については、文の数でカウントするのではなく、問い合わせ内容を踏まえ当社の判断で問い合わせの数をカウントします。
- ・問い合わせ件数は、暦月あたり 4 件を上限とし、5 件目以降から 1 件あたり税抜 50,000 円を請求します。
- ・本サービスの故障連絡は、問い合わせ件数に算入しないものとします。
- ・本サービスの問い合わせは契約者における問題点をすべて解消することを約束するものではありません。
- また、最終的に解決に至らなかった問い合わせについても問い合わせ件数としてカウントします。

## 別紙2 料金表

### 1. サービス料金

品目	課金単位	料金
セキュアエンドポイント月額料金	1ライセンスあたり※1	月額 500 円 (税込 550 円)

※1…10ライセンス単位での提供となります。

※1…端末1台あたり、1ライセンスの利用となります。

### 2. 追加料金

品目	課金単位	料金
テクニカルサポート	5件目以降の問い合わせ1件あたり	50,000 円 (税込 55,000 円)

### 別紙3 関連規定

シスコ社の関連規定は以下の通りです。規定はシスコ社が更新する場合があります。

(1) Cisco Secure Endpoint に関する規定

- Offer Description Secure Endpoint

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/OfferDescriptions/secureendpoint-offer-description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/secureendpoint-offer-description.pdf)

[https://www.cisco.com/c/dam/global/ja\\_jp/about/doing\\_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf)

※参考和訳

- General Terms

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/Cisco\\_General\\_Terms.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/Cisco_General_Terms.pdf)

(2) プライバシーに関する規定

- Cisco Online Privacy Statement

[https://www.cisco.com/c/ja\\_jp/about/legal/privacy-full.html](https://www.cisco.com/c/ja_jp/about/legal/privacy-full.html)